

世代を越えた人の**和**と**地**の利を活かす 里づくり

和地区まちづくり 推進計画書

平成29年3月策定(令和5年3月改訂)
和地区コミュニティ協議会

目 次

序 章 はじめに

- ①コミュニティ協議会長あいさつ 1
- ②まちづくり推進計画とは 2

第1章 地区概要

- 第1項 地区の現状（位置、面積、人口・世帯数、地区運営） 3
- 第2項 構成地区の現状（地区構成地域の概況） 5
- 第3項 地区等のまちづくり経過等（事業、歴史等の概要） 6

第2章 現況・課題等

- 第1項 地域課題・長所・資源 8
- 第2項 土地利用計画・整備計画 10
- 第3項 まちづくり現況図 12

第3章 将来像等

- 第1項 地域コミュニティ活動の必要性 14
- 第2項 地域の将来像 14
- 第3項 まちづくりの方針 15

第4章 主要施策

- 第1項 施策の展開 16
- 第2項 まちづくりの主要施策 16
- 第3項 まちづくり計画図 22

第5章 推進体制

- 第1項 推進体制（推進組織、ルール制定等） 24

資料編 改訂組織・経過

- ① 計画改訂組織 ②計画改訂の経過 25

序章

はじめに

1 コミュニティ協議会長あいさつ

私たちの住む和地区は、豊かな海と山に囲まれた自然環境で、古来より人々はこの海や山の産物を生活の糧に暮らしてきました。また、地域の人々の温かな気質と和を以て助け合う精神は、現在まで継承されている一番の自慢です。

戦後、豊川用水の通水によって農業が盛んになり、耕地整理や交換分合事業を積極的に推進し、地域住民が一体となってアパート方式による温室団地の造成に取り組みました。昭和の時代は、豊かな農業経営を実現することができましたが、平成・令和に入って少子高齢化の波が押し寄せ、農業後継者問題が顕在化しています。自然環境に恵まれた地域を後世に引き継ぐためにも、今を生きる私たちが知恵を出し合い、さらなるコミュニティ力を高め、地域の資源を有効活用しながら生きていかななくてはなりません。

特に、人口問題は深刻で、前回調査（平成27年度）と比較すると、人口減と共に少子高齢化が顕著に表れています。それゆえ、児童生徒数の減少に伴って小中学校の統合・移転が行われました。また、高齢化に伴って地域における各種団体の解散・縮小も余儀なくされています。このような現状を踏まえ、これからの地域コミュニティ活動が目指す方向性は、『若年層の地域力を育てる！ 壮年層の活力を高める！ 高齢層の結束力を活かす！』ことであると考えます。

平成29年度に策定された第2期『まちづくり推進計画書』の現状・課題・主要施策等について、令和4年5月から約1年間、地区コミュニティ協議会役員を中心に現状を踏まえた再確認を行い、その一部を改訂しました。

この計画に掲げる将来像『世代を越えた人の和と 地の利を活かす里づくり』の実現を目指すため、地域の皆様がこの内容を理解し、地域コミュニティ協議会や各自治会、各種団体、地域住民の一人一人、行政等が相互に連携し、私たちができることを着実に実践していくことが肝要です。先人たちが築き上げた歴史や文化、産業や穏やかな自然風土という特性を活かし、夢と希望に満ち溢れたまちづくりに全力で取り組んでいきましょう。

令和5年3月1日

和地区コミュニティ協議会 会長 河合伸樹

2 まちづくり推進計画とは

■まちづくり推進計画

まちづくり推進計画は、地域主体のまちづくりを計画的に推進するため、地域の現状・課題と10年後の地域の将来像・主要施策をまとめた計画で、第1期の計画は平成18年度に市内すべてのコミュニティ協議会で一斉に策定されました。現計画は平成28年度に策定された第2期の計画です。

この計画の策定意義は、毎年度、役員交替が多く見られるコミュニティ組織において、地域の課題や活動目標を正確に引き継ぎ、長期展望による継続的な地域づくりの「活動指針」として活用する点にあります。

市に対しても、計画の目標や主要施策等の内容・進捗状況について、行政懇談会やまちづくりアドバイザーを通じて伝達し、地域が“どんなことを目標として、何を求めているか”を明確にし、そのための必要な行政施策を求めて行く上でも有効な方法となっています。

■計画改訂の目的

計画策定から5年が経過し、様々な状況変化が生じていることを踏まえ、これまでの活動成果や未着手の活動などを点検し、今後の主要施策等の要否や新規施策の必要性を検討しながら、その有効性を向上させるため、令和4年度に全コミュニティ協議会一斉に一部改訂することとなりました。

各コミュニティ協議会において、現計画の内容を尊重しつつ、修正・見直しを行い、当初計画同様に、以下の点に留意し、地区の住民・団体等が自らの地域を見直し、地域のあり方を再確認し、地域活動の充実を図るための方法書として活用されることを想定しています。

ア この計画は、地域が主体となって作り上げる“地域のための計画”です。

イ この計画は、地域の発展を目的とし、法令及び市の基本的方針に反しない必要があります。但し、長期展望の中で、現行の土地利用計画等の転換を想定した将来構想を否定するものではありません。

ウ この計画は、将来像の実現施策には、「地域が自ら取り組むこと」「地域ではできないために市や国・県に望むこと」がありますが、「個人・地域が主体的に取り組むこと」を中心に検討しています。

エ この計画の主要施策等に、市が実施する施策整備等を掲載する場合も、市の事業が総合計画等方針に基づき進められることを理解し、これにより直接的に市に実施義務が生ずるものではありません。

■改訂計画の決議・引継ぎ等

この改訂計画は令和5年3月1日に原案作成し、令和5年5月19日のコミュニティ協議会（書面開催）において承認を受け決定しました。

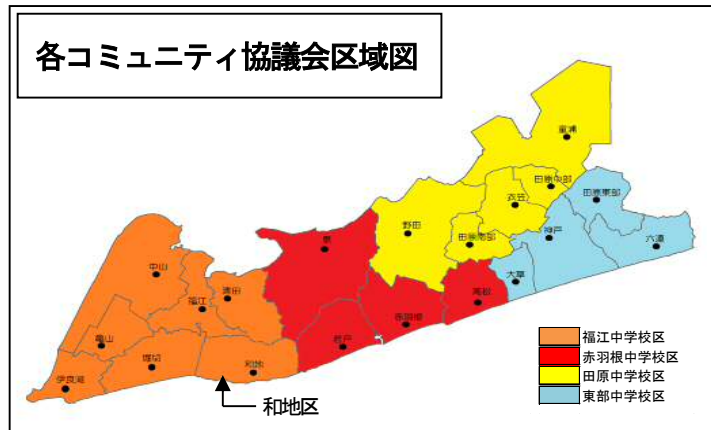
今後、毎年度のコミュニティ協議会総会において、この計画の概要・進捗状況を報告するとともに、可能な限り該当年度の主要施策に盛り込みながら実現を図っていきます。

第1章

地区概要

第1項 地区の現状

1 位置、面積、人口・世帯数



【位置】

- 和地区は、田原市の南西部に位置し、北側の大山と、南側の太平洋に囲まれた東西に長い地形となっています。
- 地区内には鮎川、川尻川、鉄砲川が流れ、主要幹線道路では、国道42号、県道和田福江港線、あつみ大山トンネルのある市道土田伊川津線が通過しています。

【面積】

- 和地区の面積は、約870ha、市内20区域中9番目の広さとなっています。
- 地区内は山林、農地が多く、緑豊かな地域となっています。

【人口・世帯数】

- 和地区の人口は、令和4年12月末現在で、1,096人（男性523人、女性573人）、世帯数は363世帯となっています。

(R4.12.31現在)

区分	総人口(人)			14歳以下(人)			15歳~64歳(人)			65歳以上(人)			世帯数
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
地区	523	573	1096	42	50	92	310	309	619	171	214	523	363
	47.7%	52.3%		45.7%	54.3%	8.4%	50.1%	49.9%	56.5%	44.4%	55.6%	35.1%	

- 高齢化率（総人口における65歳以上の人口の割合）は35.1%で、平成28年度の31.7%より高く、今後も高齢化が進むものと推測されます。
また、世帯あたりの構成員は3.02人で、平成28年度の3.52人より少なくなっています。

2 地区運営（組織・行事）

【組織】

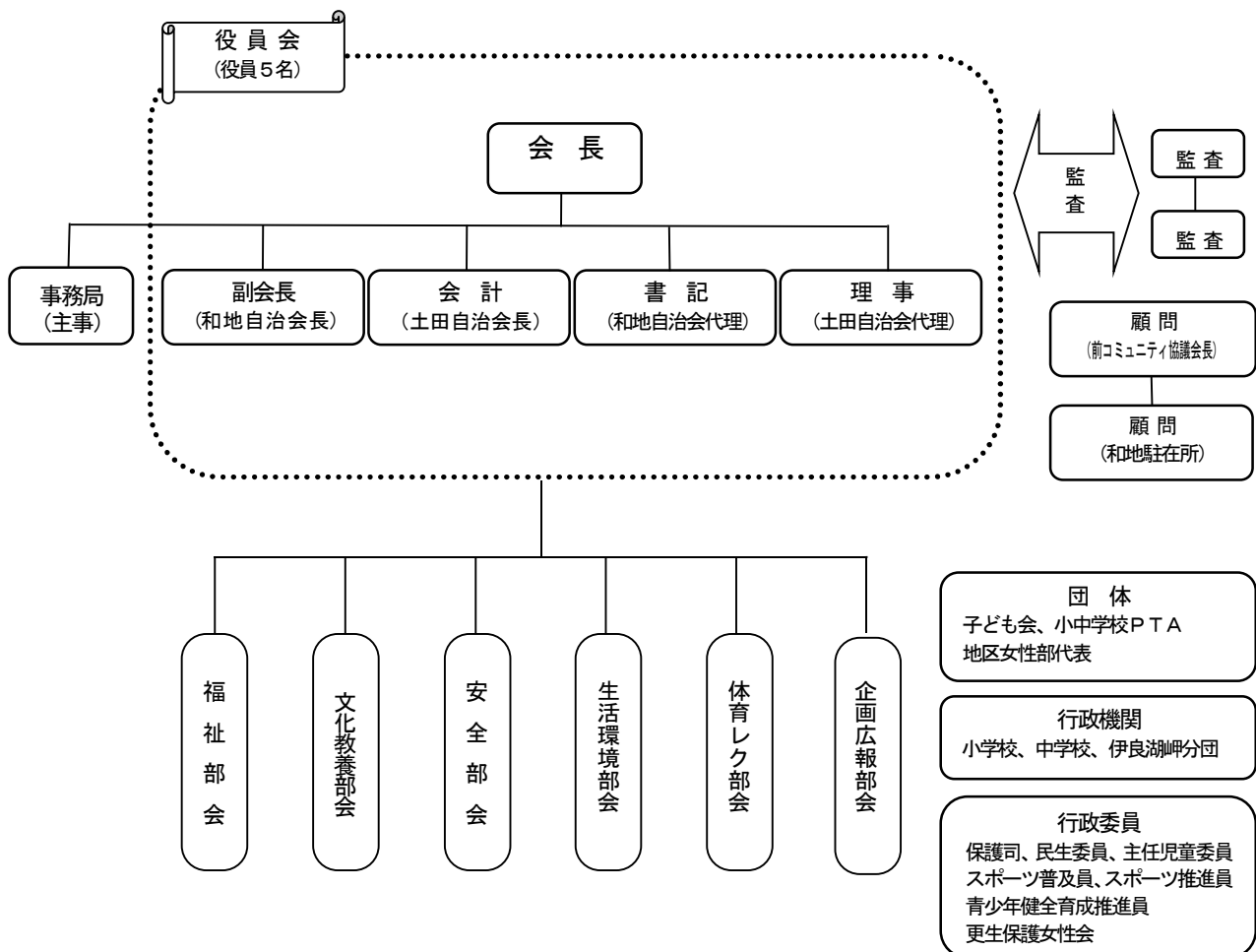
- 和地区は、和地、土田の自治会で構成されており、地区コミュニティ協議会の組織は、会長以下、2自治会長を副会長と会計、2自治会の代理者を書記と理事に充て、5名で構成されています。
- また、その地区を中心とし、コミュニティ活動の推進を図ることを目的に、各種団体、専門部会を含めた、和地区コミュニティ協議会が組織されています。

【行事】

和地区コミュニティ協議会の年間主催行事は以下のとおりです。

種別	行事名称
文化行事	市民館まつり、防災活動、カラオケ発表会、敬老会
スポーツ行事	ソフトボール大会、グラウンド・ゴルフ大会、ソフトバレーボール大会、ゴルフ大会

コミュニティ協議会の体制



第2項 構成地区の現状

1 地区構成地域の概況（人口・世帯、運営の特徴等）

【人口・世帯の状況】

(R4. 12. 31 現在)

区分	総人口 (人)			14歳以下 (人)			15歳～64歳 (人)			65歳以上 (人)			世帯数
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
和地	379	417	796	34	42	76	220	222	442	125	153	278	276
	47.6%	52.4%		44.7%	55.3%		9.5%	49.8%		50.2%	55.5%		
土田	144	156	300	8	8	16	90	87	177	46	61	107	87
	48.0%	52.0%		50.0%	50.0%		5.3%	50.8%		49.2%	59.0%		
地区	523	573	1096	42	50	92	310	309	619	171	214	385	363
	47.7%	52.3%		45.7%	54.3%		8.4%	50.1%		49.9%	56.5%		

① 和地地域

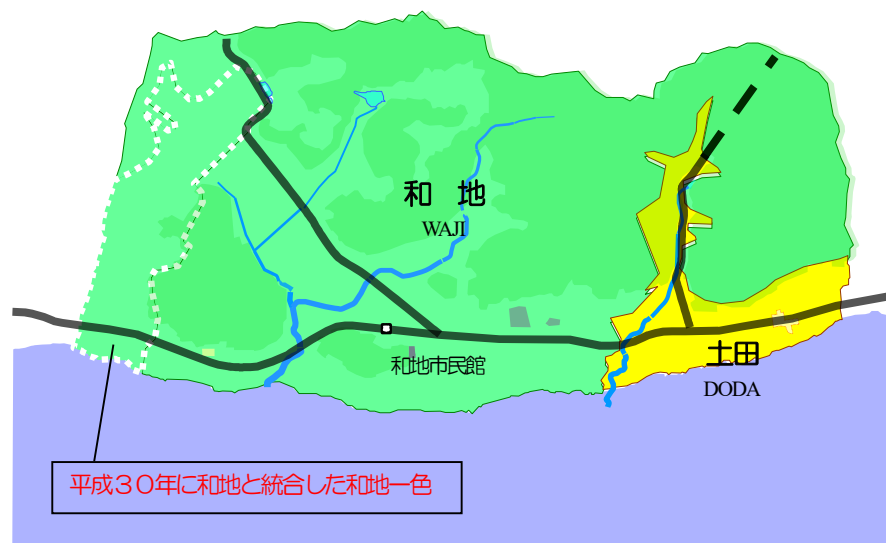
和地地域は、地区内でも最も多い人口と、最も広い区域を有しています。地域内には和地市民館、和地郵便局、JA愛知みなみ和地支所などがあり、地区の中心的地域となっています。また、海岸沿いの自転車道は景観豊かで、秋葉山常夜灯と阿弥陀堂は往時のまま街道の道標になっています。

農地面積も広く、市内でもいち早く大型施設園芸を始めた地域であり、現在でもトマト、輪菊、洋花、鉢物、温室メロンなどの栽培が盛んです。

② 土田地域

土田地域は、地区の東側に位置し、北側に大山、南側に太平洋が迫り、その中心を東西に国道42号が通過している地域です。平成16年、鮎川上流にあつみ大山トンネルが開通し、市内泉地区など、三河湾側との行き来がしやすくなっています。

面積は広くありませんが、トマト、輪菊、洋花等、施設園芸が盛んな地域です。



第3項 地区等のまちづくり経過等

1 地区の歴史概要

和地区には、一色貝塚・川尻貝塚・太田原遺跡・大無所遺跡・東畑遺跡などの縄文・弥生時代の遺跡があります。しかし、これらは現在滅失して、その姿をみることはできません。古墳としては、志知羅・皿山・寺口・船間・夕海道が知られており、志知羅古墳などでは、その遺構を見ることができます。縄文・弥生・古墳時代の遺蹟から、和地区には昔から人々が住んでいたことが分かります。

奈良・平安時代の和地区は、三河国渥美郡大壁郷、あるいは和太郷のどちらかに属していたと思われませんが、詳細は不明です。鎌倉時代には、県指定史跡となっている皿山古窯群にみられるように、焼き物が盛んな地でした。また、鎌倉時代には、文献に和地荘という地名が登場しますが、この和地荘の中心が現在の和地地区であったという確かな証拠は残念ながらありません。

室町時代には、堀切常光寺を開いた潔堂義俊が、隠居の地として和地に来、法尺寺を開きました。旧渥美町の曹洞禅は、すべて義俊に由来するものです。義俊は「開山さん」と呼ばれ、旧花の村の奥寺沢の地で延徳元(1489)年入滅しました。村人たちは漁の安全などを「かいさんさん」に祈願しました。



潔堂義俊 (開山さん) の碑

江戸時代には、慶長6(1601)年に戸田尊次が田原城主となり、その後寛文4(1664)年に三宅氏となりますが、和地村は明治2(1869)年の版籍奉還まで田原藩領でした。慶長15

(1610)年閏2月には、2代將軍徳川秀忠が来郡し、大山等で巻狩りをしています。また、寛文年間(1661~1672)には、2回ほど殿様が視察に来、和地海岸で遊んでいます。

和地村は、嘉永5(1852)年には戸数276で、人口は1,426人でした。海・山の産物に恵まれた村で、地引網が盛んで、幕末(1860年代)には11帖の網があり、干鰯が主産品でした。ワカメ・ヒジキ・ノリ・カキなどは殿様への上納品で、特にワカメは將軍への献上品でした。背後の山は松葉、柴などの燃料が豊富で、古田村、畠村へ売却していました。和地本村には藩の山役所(御役所という地名)があり、また土田郷には浜役所がありました。水利面では、慶長10(1605)年に奥川池、寛永3(1626)年に大坂池が築造されました。教育面では、享保年間(1716~1735)に法尺寺の是隣和尚が寺子屋を開き、子どもたちに読み書きを教えました。寺子屋は一時中断しましたが、明治維新まで続きました。和地区は教育熱心なところですが、その基は江戸時代にあるのかもしれない。

進取の気性に富んだ和地区は、慶応2(1866)年に、村民有志3名が渥美郡内初の養蚕に挑戦し、明治26(1893)年には、和地村養蚕組合が設立されました。この気性はその後も受け継がれ、昭和26(1951)年には、和地小学校の裏山山麓に県営暖地園芸試験場が設立され、当地の施設園芸の発展に寄与しました。昭和40(1965~1974)年代には、豊川用水の通水、土地改良事業によるほ場整備、構造改善事業に伴う和地温室団地の建設があり、農業生産力が飛躍的に増大し、農業形態も大きく変わりました。

昭和49(1974)年には、「電照菊栽培日本一の地帯」の代表地として選定され、当時の皇太子と皇太子妃(現上皇皇后陛下)が、和地第4団地を視察されました。平成10(1998)年には、農業集落排水事業による下水道整備や集落内道路の拡幅など、生活環境の整備が行われ、名実ともに「住みよいまち」となりました。

参考文献『渥美町史考古・民俗編』、『渥美町史歴史編上・下』、『渥美町のむかし探訪』など

2 地区内で行われた主な事業など

年次	地区内での主な出来事や事業
明治6年	公立第57番小学校和地学校創立（法尺寺地内）
明治14年	公立第57番和地小学校校舎新築（北屋敷3番）
明治25年	和地尋常小学校と改称（明治26年、和地尋常高等小学校と改称）
明治26年	和地村養蚕組合設立
明治36年	和地漁業組合設立
明治43年	和地尋常高等小学校新校舎開校（現在地瀬戸山に移転）
昭和11年	伊良湖岬村温室園芸組合設立
昭和16年	和地国民学校と改称（昭和22年和地小学校と改称）
昭和22年	伊良湖岬中学校新設
昭和27年	渥美暖地園芸試験場設置
昭和30年	和地公民館建設
昭和36年	土田公民館建設
昭和37年	和地保育園建設・開園
昭和40年	主要地方道伊良湖岬・白須賀線開通（現国道42号）
昭和43年	豊川用水全面通水
昭和45年	第2次構造改善事業により温室団地建設始まる（昭和48年まで）
昭和46年	電話、和地局8となり、自動ダイヤル式となる
昭和48年	和地小学校創立100周年記念事業開催
昭和49年	皇太子殿下ご夫妻、和地温室団地を行啓
昭和55年	土田集落センター建設
昭和60年	和地保育園移築
平成元年	和地小学校：学校林等活動コンクール全国特選（農林水産大臣賞）受賞 渥美「花の村」オープン
平成5年	農業集落排水事業開始（平成13年まで）
平成9年	和地小学校：学校緑化推進運動内閣総理大臣賞受賞
平成10年	新鮎川橋完成
平成12年	和地多目的集会場竣工（現和地市民館）
平成13年	渥美町観光協会やしの実投流事業により、石垣島より和地海岸にやしの実漂着（初の渥美半島漂着）
平成16年	あつみ大山トンネル開通
平成17年	渥美「花の村」閉村 渥美半島キラリ100選に選定される（新鮎川橋・和地小学校前菜の花畑・和地の海岸・土田海岸）
平成18年	たはらの巨木・名木100選に選定される （進雄社：スギ12本、和地小学校：アカマツ、医福寺：杉、三島神社：加ノ木・ヤナギ）
平成19年	和地保育園が閉園し、伊良湖岬保育園開園
平成21年	市内漁業協同組合の合併により渥美漁業協同組合発足
平成22年	大山展望台完成
平成27年	和地小学校が閉校し、伊良湖岬小学校開校
平成30年	和地自治会と和地一色自治会が統合
令和元年	伊良湖岬中学校と福江中学校が統合
令和2年	和地区コミュニティ協議会に改称
令和3年	伊良湖岬小学校竣工（旧伊良湖岬中学校跡地）



第2章

現況・課題等

第1項 地域課題・長所・資源

地区住民の意識は、当初計画策定時より不便さを訴える声が多くなり、平成28年度調査の現状課題等を踏まえて、令和4年度時点における和地区の地域課題・長所・資源を示します。

1 住民意識

(1) 地域の暮らしやすさ

冬でも露地の花が咲くような温暖な地で、また海と山に囲まれた豊かな自然環境に恵まれた和地区は、人情味に溢れ、連帯感もある大変住みやすい地域であると感じています。反面、耕作放棄地の増加や有害鳥獣駆除の問題、海岸侵食の問題もあり、後世に残す農地や自然環境の有効活用が課題となっています。また、後継者不足や嫁不足の問題に関連し、人口減少や高齢化を懸念する意見もあります。

(2) 住まいの周辺環境

海と山に囲まれ、住環境の側には豊かな里山や河川が広がり自然環境に恵まれているなど、概ね良いと感じています。反面、店舗がない、医療機関が遠い、公共交通機関の便が悪いという意見も多くあります。

(3) 人の結びつき

「隣近所の付き合いが深く、助け合いがある。」「世代を超えて挨拶をしたり、気軽に話ができる。」など人間関係は良好と感じています。

反面、新型コロナウイルス感染症の影響により、地区住民が一体となった住民参加型の行事や世代を超えた人々が交流できるイベント等が中止もしくは縮小されたため、寂しさも感じています。

2 地域活動

(1) 地域活動等の認知度・参加状況・意見など

学校関係行事、地域の祭礼、地区スポーツ大会などには多くの人が参加しており、今後もそれら行事を中心に地区の連携を密にしていくとともに、青少年健全育成、防犯、交通安全、自主防災活動などの充実が重要と感じています。

3 生活基盤

(1) 公共系の生活基盤の状況・意見

道路については、最重点課題だった国道42号線の和地交差点の改良も予算化され、市道整備と共に目途が立ちましたが、旧和地小学校の施設や裏山利用の問題も考えていかななくてはなりません。

また、未だ完成されていない海岸自転車道の整備や通学路を始めとした歩道、街路灯の整備、舗装、橋梁の改修等が必要であると感じています。さらに、道路だけでなく、沿道花壇の除草管理を十分に行いつつ、菜の花やヒマワリ等の花を咲かせ、和地区を花の街道にしたいという意見もあります。

河川については、汚濁やゴミによって流れが悪い所もあり、水路についても、大雨によ

る冠水箇所が多くあるなど、整備が必要であると感じています。

(2) 生活・自然環境の状況・意見

生活環境では、集落排水処理事業の実施により、生活雑排水の臭い対策は解消されましたが、旧産廃処理場跡地から出る汚水の水質を監視する等しっかり関心を持っていなければならないと感じています。

また、近年急増しているイノシシやハクビシン、アナグマ等による食害対策、集落排水汚泥による環境問題は、行政と連携し、今後も対策に取り組んでいく必要があります。

自然環境については、今ある山・海・川を有効に活用し、ササユリの保護や里山保全、憩いの場づくりなどに役立てていくという意見があります。また、海岸侵食、海岸漂着ゴミ、松枯れ等による山林の荒廃などの対策が必要であると感じています。

(3) コミュニティ施設などの状況意見

現在の市民館は、地域活動の拠点としては規模が小さく、駐車場も狭いため、大変不便と感じています。また、地域の集会場も老朽化が進んでおり、補修、整備が必要であると感じています。

(4) 安全・安心な地域づくりの状況意見

地域の子どもは地域で育てるという姿勢の下、地域全体が交通安全活動に取り組んでいます。しかし、地域の主産業である農業は、ほ場と住居を分けることで人の目が行き届かず、地区内では作物、金属類の盗難等、新たな防犯対策の問題が露呈しています。地区でも駐在による巡回を増やしていますが、愛犬パトロールやあいさつ運動といった住民の草の根的な運動も必要であると感じています。

また、災害への備えとして、避難所の整備や避難経路の整備と併せて、同報無線の難視聴地域への対策、速やかな情報伝達等、自主防災施策を確立して、災害に強い地域づくりが必要と感じています。

4 産業基盤など

(1) 地域産業の状況・意見など

地区内の産業は、主に施設園芸中心の先進農業地域であるが、施設の老朽化が進み、古くなった温室等の解体・処理等に苦慮しています。また、安定した経営のための農地集約による規模拡大や、遊休農地の有効利用、また施設園芸と観光事業との連携も必要であると感じています。



第2項 土地利用計画・整備計画

1 土地利用計画

上位計画である「田原市総合計画」が示す2030年ごろの都市構造概念図によると、和地区は、「表浜海浜環境ゾーン」にゾーニングされており、海岸侵食への対策やウミガメの保護などを進めるだけでなく、山や川など残っている豊かな自然の維持に努める地域として、今後の発展が期待されています。



2 土地利用上の規制

和地区における土地利用は、集落・農地・森林・自然公園など、地区まちづくりの将来像の実現に向けた秩序ある土地利用を実現するため、関係法令に基づく様々な土地利用上の規制を調整しながら進めることとします。

また、地区の美しい景観形成についても、地区住民、事業者、団体との協力を得ながら進めていくこととします。

(1) 都市計画区域・市街化調整区域など

地区の全域が都市計画法に定める「都市計画区域」に指定されているとともに、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」に指定されています。市街化調整区域内では、建築物や工作物のために土地の区画・形質を変更するには、都市計画法による開発行為の制限が行われています。

(2) 農業振興地域・農用地など

山林部と国定公園区域を除く部分が「農業振興地域」に指定されています。農業振興地域では、農業振興地域整備計画で指定された用途以外への転用が制限されています。

中でも「農用地区域」は、農地を優良農地として保護していく地域で、原則として、農業の振興に寄与する農業用倉庫や農道、用排水路など農業用施設以外への転用が厳しく制限されています。

(3) 地域森林計画対象民有林・保安林

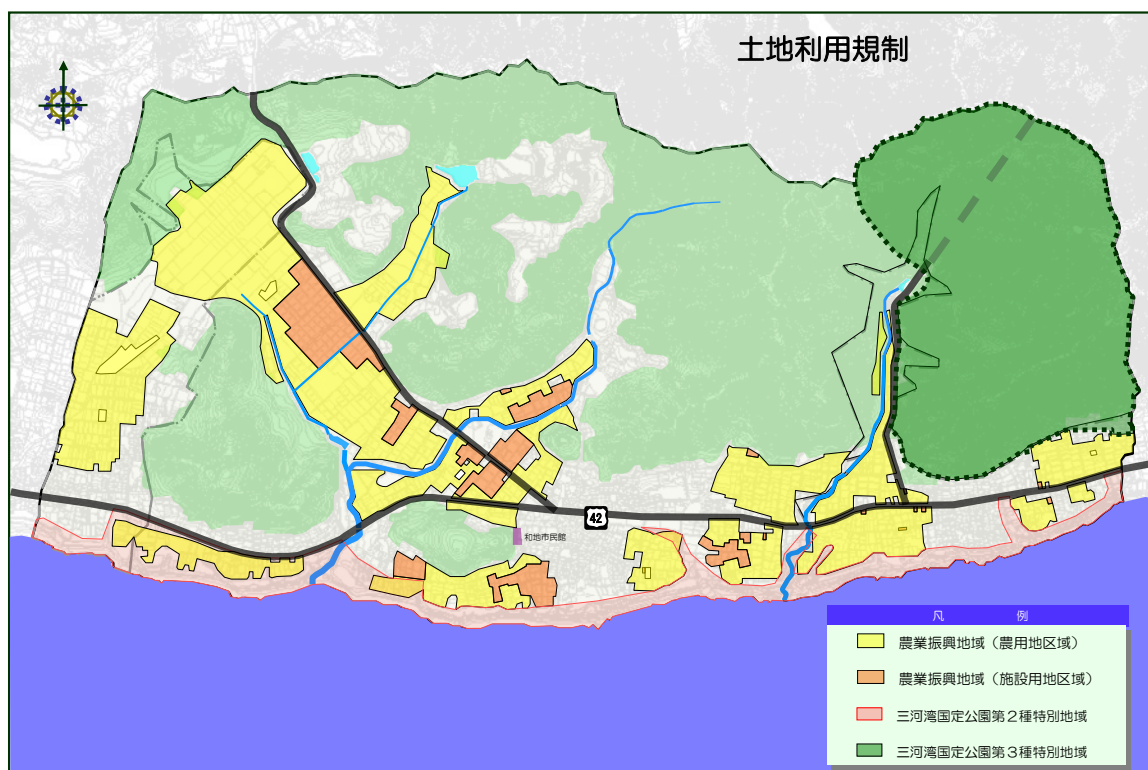
地区内の山林は、その大部分が「森林計画対象民有林」に指定されており、1ha以上の林地を開発する場合には許可が必要となります。また、1ha未満の伐採行為についても事前の届出が必要となります。

さらに、山林の一部は「保安林」に指定されており、立木の伐採や土地の形状変更などの行為は、原則として制限されています。

(4) 国定公園・県立自然公園など

地区内全域が「三河湾国定公園」及び「渥美半島県立自然公園」の区域に指定されています。自然環境や景観の保全のため、工作物の新築や土地の形状変更など一定の行為が規制されており、行為をしようとする者は、許可申請・届出などの手続きが必要となります。

こうした法規制のほか、海岸保全区域や砂防指定区域、急傾斜地崩壊危険区域、あるいは屋外広告物規制区域や埋蔵文化財包蔵地域などの規制等があります。





★ 自然

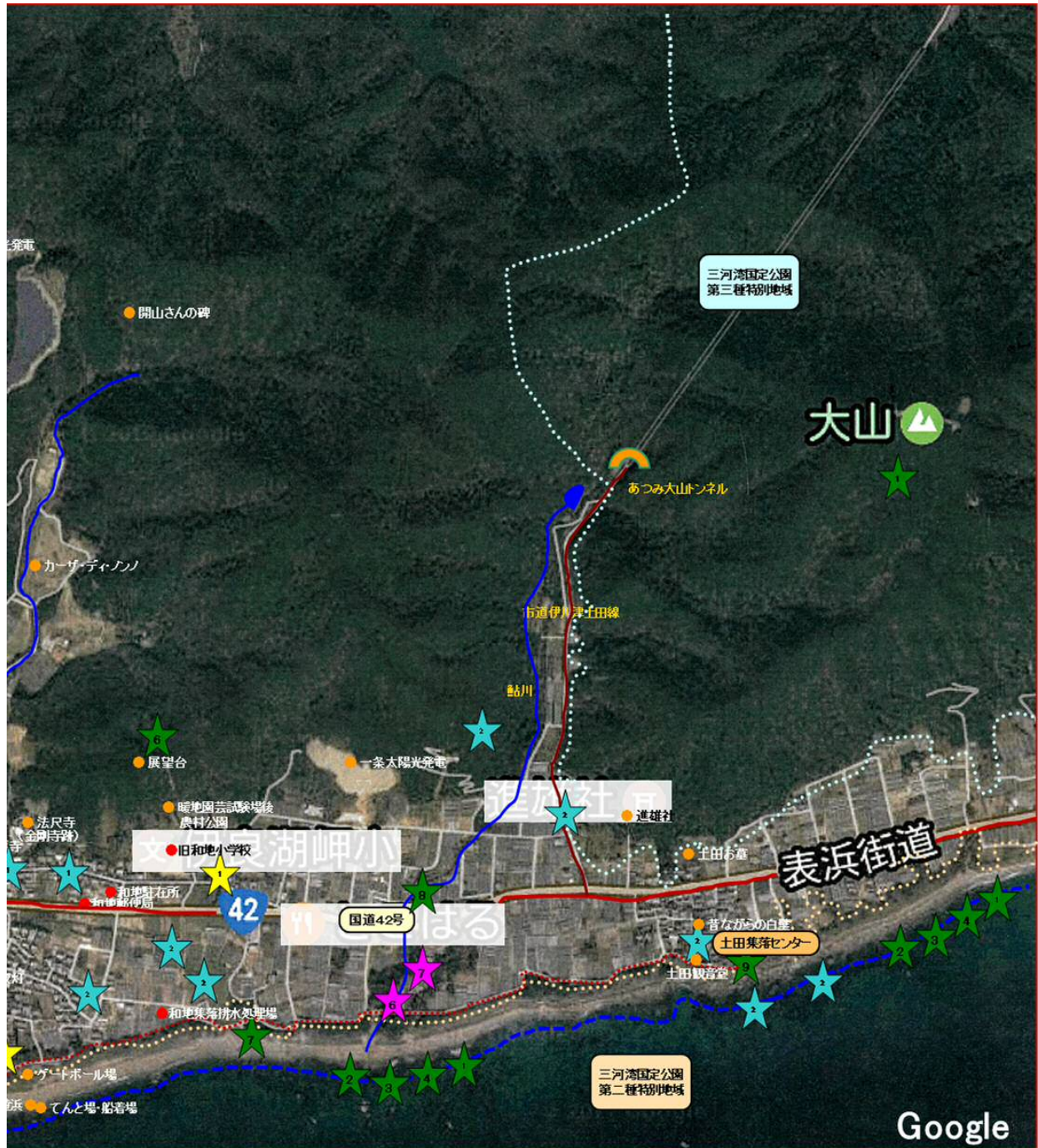
- 1 整備保全不足の皿山古窯跡
- 2 将軍献上品のワカメやアワビ、岩ガキが採れる
- 3 磯釣り場がある
- 4 美しい海岸線(磯)
- 5 美しい溜池、奥川
- 6 自然環境豊かな旧和地小学校の裏山
- 7 海から上ってくる潮風に困窮
- 8 海から遡上する鮎が見られる清流鮎川
- 9 街路樹の整備が必要な集道2号線
- 10 田原市の最高峰、大山
- 11 ウミガメが産卵する海岸

★ 環境

- 1 除草が必要な国道42号
- 2 温室や住宅等への被害が懸念される大坂付近の土石採取による地形や風向の変化

★ 施設

- 1 増加する耕作放棄地や遊休農地
- 2 盛んな施設園芸農業
- 3 老朽化が進行している園芸施設
- 4 農地集約化困難なため効率化が図れない農業経営
- 5 老朽化している農業用水配水管
- 6 解体後の処分施設不足により困窮している木造温室や古いビニールハウスの処分
- 7 三島神社の大祭



- 8 活動の拠点としては不便な和地市民館
- 9 整備不足等により不足している子どもたちの遊び場
(公園・広場)

★ 建設

- 1 歩道がない国道42号、一色～小塩津間
- 2 老朽化が著しい一色境からの自転車道
- 3 幅員の狭い小塩津境の市道
- 4 見通しが悪い一色地内の道路
- 5 大雨の際、水が溢れる一色地区の水路
- 6 水路が狭い
- 7 私有かきあげ排水路で整備が必要な北原地区排水路
- 8 水路がない
- 9 夏場、高速で通り抜ける車両が増大する国道42号
- 10 一色公民館前の道の拡張

- 11 災害未然防止のための地質調査必要な居住地・裏山間
- 12 スピードを出す車の多い県道和田福江港線
- 13 道路舗装に痛みがみられる、奥川池までの道路
- 14 通学路に歩道がない県道和田福江港線
- 15 聞こえづらい有線マイク
- 16 排水が悪い和地交差点北西
- 17 危険な5叉路の和地交差点
- 18 山水のために下流まで確保が必要な医福寺東側水路
- 19 造成による舗装の亀裂で通行しづらい旧和地小学校前道路
- 20 雨天時に冠水し危険な旧小学校前の国道42号
- 21 台風等の高波による被害が心配な集落排水処理場
- 22 土砂で埋まってしまう市道伊川津土田線脇の側溝
- 23 侵食され危険な海岸
- 24 回復保全が必要な減少した砂浜
- 25 イバシ等の有害鳥獣が発生する山林
- 26 土田観音堂への南北の道の拡張

第3章

将来像等

第1項 地域コミュニティ活動の必要性

不安定要素を増やす国内外の状況の中で、景気低迷や近い将来発生するといわれている南海トラフ地震等の対策が必要と思われます。

さらに、ライフスタイル・価値観の多様化により、画一的な改善策では現在の地域社会における問題対応はできなくなっています。都市部や集合住宅等で、隣近所の助け合いが失われ、住民の孤立、治安の低下や高齢者の孤独死の発生など「無縁社会」と呼ばれる状況となっています。

一方、阪神、東日本、熊本と相次ぐ地震や、地球温暖化の影響とされる大雨等の自然災害により、人々の災害に対する不安や地域の絆に対する意識の変化は、かつてないほど高まっています。地域社会では、自らの命は自らが守る「自助」から始まり、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の精神が、いかに重要であるかを認識し、さまざまな意見の集約・合意形成は自治組織である自治会やコミュニティ協議会が中心となって創造していかなければなりません。また、外国人技能実習生も多く地域にきています。コミュニティは、彼らといかに共存していくかを考えなくてはいけないと思います。

このような状況の下、田原市は平成18年策定の総合計画に基づき、平成19年に地域コミュニティ振興計画を策定、平成20年に田原市市民協働まちづくり条例を施行し、地域コミュニティを柱とする協働のまちづくりを掲げています。

第2項 地域の将来像

和地区は、その恵まれた環境を活かし、田原市総合計画が掲げる「うるおいと活力のあるガーデンシティ」の一翼を担うべく、次のような地域の将来像を定めます。

世代を越えた人の**和**と 地の利を活かす**里**づくり



和地農村公園

第3項 まちづくりの方針

和地区の将来像「世代を越えた人の和と地の利を活かす里づくり」を実現するため、各分野における取り組み方針を掲げます。

1 自然環境の保全と活用

「豊かな自然を愛し 共に生きる地域」

海・山・川の豊かな自然を保全し、美しい景観の創造と活用を図ります。

2 魅力的な地域環境の創出

「明るく美しく 住み続けたくなる地域」

温暖で住みやすい地域の特色を生かし、魅力的な地域環境の創出を推進します。

3 連帯感のある地域づくり

「世代を越えた 人の和がある地域」

コミュニティの充実した連帯感のある地域づくりを行います。

4 豊かな生活環境の創造

「健康で豊かな 暮らしができる地域」

健康で豊かな暮らしができる生活環境を創造します。

5 安全・安心な地域づくり

「笑顔と安心のある 暮らしやすい地域」

災害に強く、安全な地域づくりを行います。



第4章

主要施策

第1項 施策の展開

一般的に地域コミュニティ活動を効果的に実施するには、最初は「地域の所属意識・連帯感」の高揚に重点を置き、その上で具体的な「相互の助け合い」や「個人による地域社会への貢献活動」、「みんなで行う住みよい地域づくりの活動」へと展開していく必要があります。

従って、次項に掲げる主要施策を実現するためには、地域住民が互いに知り合う機会づくりから始め、目標の共有化を図り、個々住民や各種団体等が立場に応じて活動に参加し、長期的課題に取り組むために必要な問題意識の醸成、知識の習得、人材育成等、組織的な体制づくりにも配慮しつつ、具体的に地域活動を促進します。

第2項 まちづくりの主要施策

和地区の将来像や、まちづくりの方針を実現するための方策を5つの分野ごとに示します。



1 自然環境の保全と活用

豊かな自然を愛し 共に生きる地域

主要施策名	施策内容	種別		実施主体			
		ソフト	ハード	地区	地域	住民・団体	行政
美しい和地の景観を保全・創造する取組み	豊かな自然環境を保全し、住みやすい地域を形成するための景観像を描き、将来に向けての地域づくりを行う。		■	●	●		
表浜活用事業	海岸等の自然環境の利活用を図る。	■	■	●		●	●
里山整備事業	荒廃した山林の回復保全を行うとともに、里山保全、自然環境豊かな山林の活用を図る。	■	■	●		●	●
河川等環境整備事業	河川や池の環境保全を行うとともに、環境を整備し、有効活用を図る。	■	■	●			



2 魅力的な地域環境の創出

明るく美しく 住み続けたいくなる地域

主要施策名	施策内容	種別		実施主体		
		ソフト	ハード	地区	地域	住民・団体 行政
魅力的な地域環境を創出する取組み	温暖で住みやすい地域の特色を活かし、維持発展させ、魅力的な地域環境を創出する。	■	■	●		●
常に花のある地域づくりへの取組み	温暖な気候を利用した、年中花が見られる地域づくりを推進する。 沿道に季節の花（菜の花、ひまわり等）を植栽する。	■		●	●	●
散乱ゴミのない清潔な地域づくりへの取組み	散乱ゴミの防止対策や、漂着ゴミなどの回収、環境美化活動を実施し、清潔で美しい地域環境を維持する。	■		●	●	●
雑草のない美しい地域づくりへの取組み	道路・河川・農地などの適正管理により、雑草などが繁茂していない美しい地域環境を維持する。	■	■			●
公害防止に対する監視等の取組み	事業場や残渣の搬入、太陽光発電、土石の採取など環境の悪化は、市と監視していく。 イノシシ等有害鳥獣を積極的に駆除する。	■		●	●	●



菜の花畑



3 連帯感のある地域づくり

世代を越えた 人の和がある地域

主要施策名	施策内容	種別		実施主体			
		ソフト	ハード	地区	地域	住民・団体	行政
コミュニティ事業	コミュニティを充実し、連帯感のある地域づくりを行う。 世代を超えた人々が、市民館まつり、敬老会、カラオケ発表会等、地域活性化活動を通して交流を深める。	■		●	●	●	
少子高齢化対策への取組み	少子高齢化に伴う人口減少と、活力の低下を防ぐための地域づくりを行う。	■		●			●
郷土の歴史を深める取組み	地区内の貝塚、遺跡等の史跡整備を図る。 温故知新、先人から受け継がれた歴史や文化を学び、後世へ引き継ぐ施策を実施する。 「開山さん」演劇会、地域歴史講演会の実施。	■	■	●		●	●
市民館等整備事業	市民館の有効利用を図るとともに、一色公民館、土田集落センターの補修整備を図る。	■	■	●	●		●
農業振興への取組み	農地の集約化や遊休農地の有効利用を図り、効率的な経営による農業振興を図る。	■	■			●	●



和地温室団地



4 豊かな生活環境の創造

健康で豊かな 暮らしができる地域

主要施策名	施策内容	種別		実施主体		
		ソフト	ハード	地区	地域	住民・団体 行政
生活改善への取組み	地区全体での生活改善への取組み、シルバーサロンの設置、余暇の確保を図るとともに、高齢者にやさしい地域とする。	■		●		● ●
区民の健康維持への取組み	区民の健康維持のための施設整備を図る。ソフトバレーボール大会、グラウンド・ゴルフ大会等各種スポーツ大会を開催する。	■	■	●		● ●
子どもを健康で安全に育てられる地域づくりへの取組み	子育てサロンの設置や子育てサポート組織の充実を図り、子どもを健康で安全に育てられる地域づくりを行う。	■		●	●	● ●





5 安全・安心な地域づくり

笑顔と安心のある 暮らしやすい地域

主要施策名	施策内容	種別		実施主体			
		ソフト	ハード	地区	地域	住民・団体	行政
防災体制整備事業	防災施設の整備と自主防災組織の充実により、各種防災活動を実施し、災害に強い地域とする。	■	■	●	●		●
安全な道路環境への取組み	和地交差点の早期改良をはじめ、道路整備や歩道・街路灯などの交通安全施設を整備するとともに、適時の道路補修や維持管理などにより、安全な道路環境を維持する。交通安全菜の花キャンペーンを実施する。	■	■	●	●	●	●
河川等整備に対する取組み	大雨などによる災害を防ぐため、未整備の河川や排水路を早期に整備するとともに、適切な管理を実施する。		■			●	●
表浜海岸の侵食防止に対する取組み	表浜海岸の減少した砂浜の回復と、侵食防止対策を早期に実施する。	■	■				●
速やかな情報伝達への取組み	地域内に有線マイクを整備し、速やかな情報伝達を確立するとともに、機関紙、情報紙の発行等、新しい情報媒体の早期整備を図る。	■	■	●	●	●	●
安心・安全な地域づくりへの取組み	安心・安全で、暮らしやすい地域をつくるための施策を実施する。 愛犬パトロール、あいさつ運動を実施する。	■	■		●	●	●





敬老会



ソフトボール大会

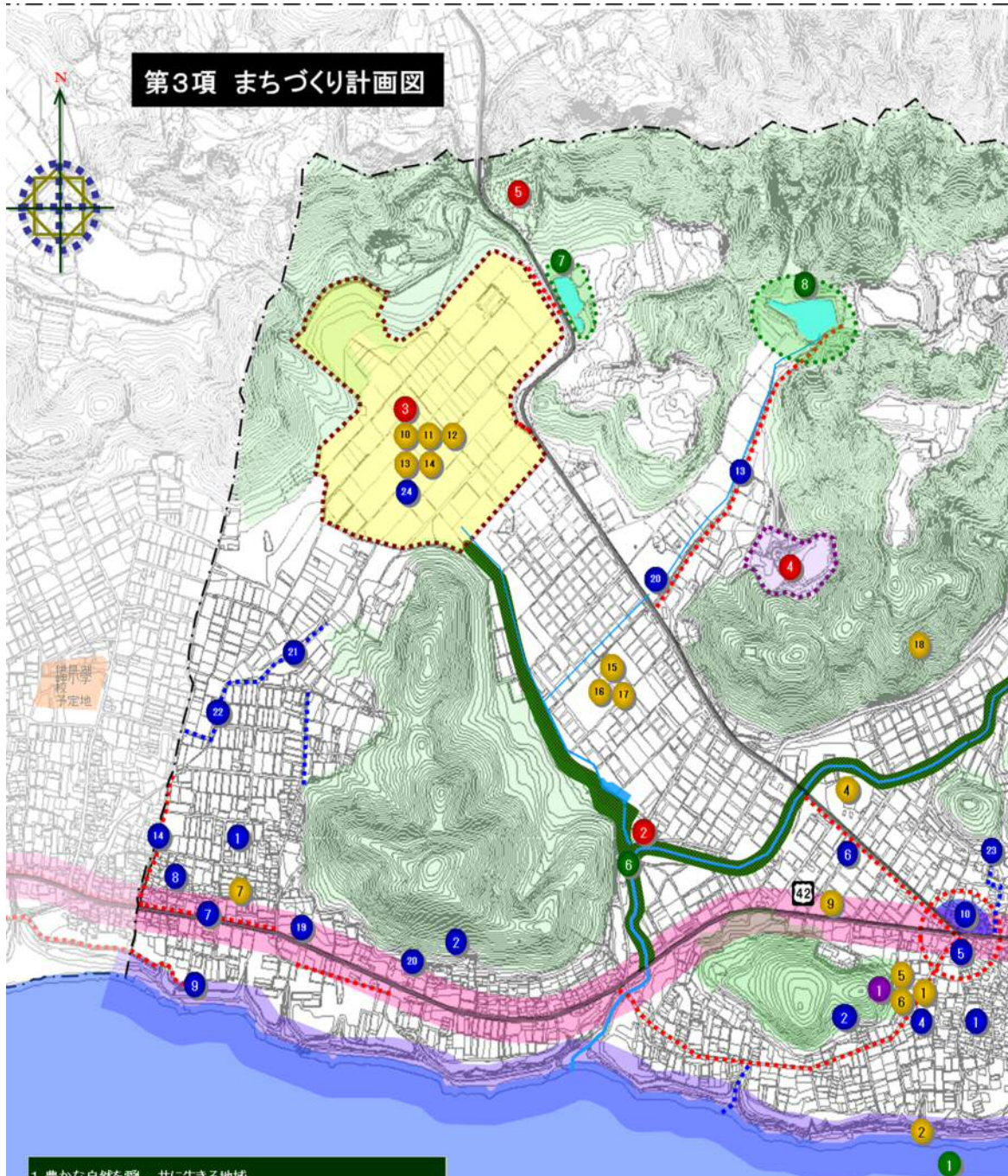


ソフトバレーボール大会



グラウンド・ゴルフ大会





第3項 まちづくり計画図

1 豊かな自然を愛し、共に生きる地域

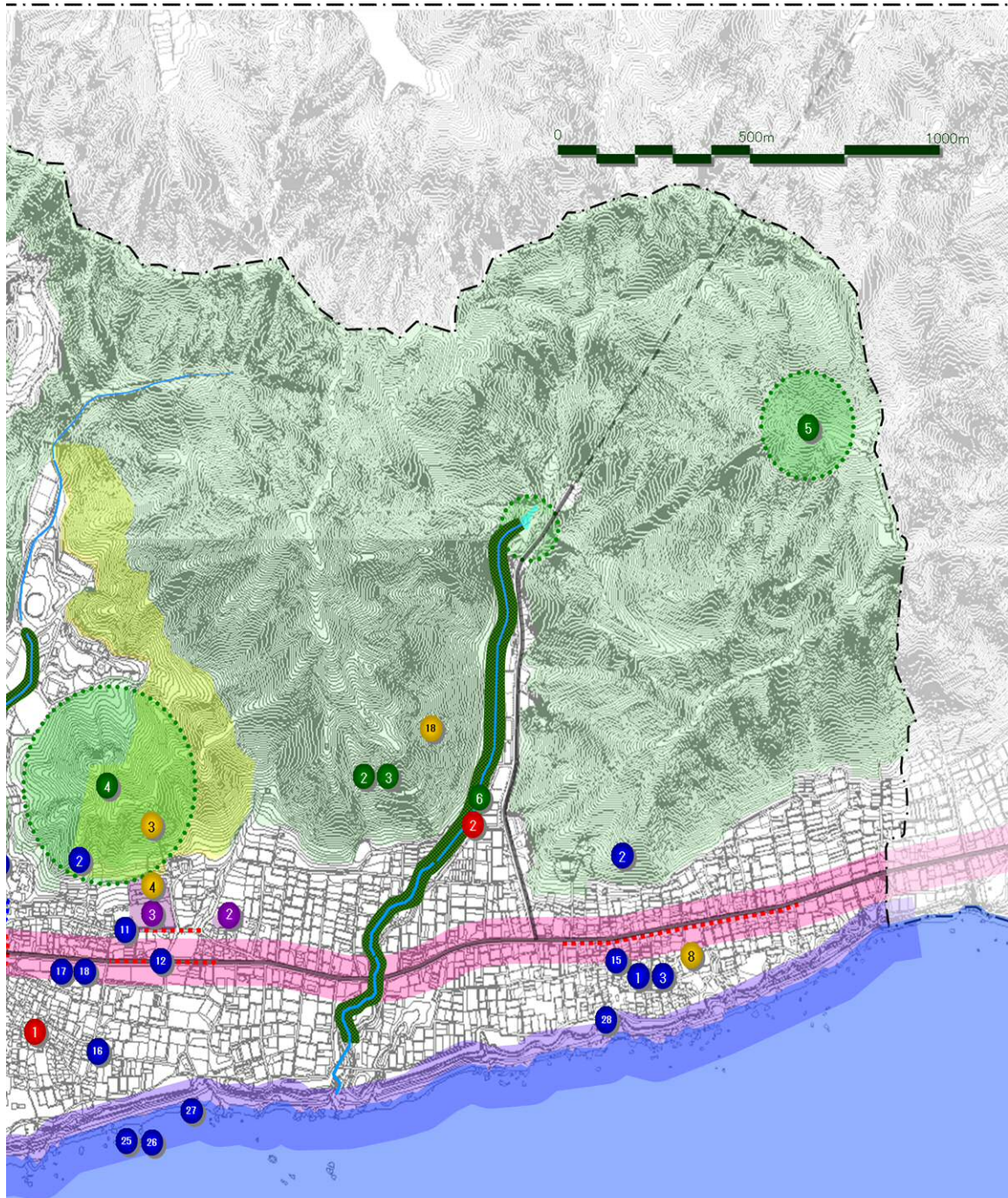
- 表浜活用事業
 - 1 磯釣り場の天然漁場として活用する。
- 里山整備事業
 - 1 里山の枯れた松を他の樹木に挿植する。
 - 2 里山保全計画を策定し、荒廃した山林の保全を図る。
 - 3 自然環境が豊かな旧小学校の裏山を展望台等として有効活用する。
 - 4 大山をハイキングコースや展望台等「市一高」山として有効活用を図る。
- 河川等環境整備事業
 - 1 結川、川原川自然観察の場として整備活用する。
 - 2 大坂池の有効活用を図る。
 - 3 奥川池の有効活用を図る。

2 明るく美しく、住み続けたい地域

- 魅力的な地域環境を創出する取組み
 - 1 和地に子供たちの遊び場としての公園や広場を整備する。
 - 2 雑草のない美しい地域づくりへの取組み
 - 3 河川管理者による除草管理を適時実施する。
 - 4 耕作放棄地について、再整備を含めた有効活用を推進する。
- 公害防止に対する監視等の取組み
 - 1 産廃処理場跡地からの排出水、川原川の水质監視、造成地の状況監視する。
 - 2 土石採取を抑制するとともに、地区としても事業者が動きかける。
 - 3 廃棄物の適正処理を行うよう徹底する。(地区内全域)

3 世代を越えた人の和がある地域

- 市民館まつりや地区民が参加できるイベントを実施する。
 - 1 市民館まつりや地区民が参加できるイベントを実施する。
 - 2 海山川の清掃活動を実施する。
 - 3 旧和地小学校裏山の整備を実施する。
 - 4 地域の行事として神仏行事が継承されるように保護する。
- 市民館等整備事業
 - 1 市民館の有効活用を図る。
 - 2 一色公民館施設の補修整備を図る。
 - 3 土田集落センターの補修整備を図る。
- 農業振興への取組み
 - 1 観光と農業の連携を図るため、観光農園の育成や農産物販売施設の誘致を図る。
 - 2 耕作放棄地について、再整備を含めた有効活用を推進する。
 - 3 耕作放棄地による農地の集積化を行い、経営規模の拡大を図る。
 - 4 遊休農地について、貸し借りによる有効活用を推進する。
 - 5 豊川用水の整備により、経営規模拡大を図る。
 - 6 農業施設の集約化を推進し、作業効率の改善を図る。
 - 7 老朽化した農業用水配管を改修する。
 - 8 木造温室、ビニールハウス等の解体処分体制を整備する。
 - 9 有害鳥獣の駆除を推進する。



4 健康で豊かな暮らしができる地域

● 区民の健康維持への取組み

- 1 市民館に健康器具(ヘルストロン、血圧計、筋力器具)等を設置する。
- 2 旧和地小学校の屋内運動場等の施設の有効利用を図る。

5 笑顔と安心のある暮らしやすい地域

● 防災体制整備事業

- 1 各地区の消火栓・防災資器材の充実、避難所・防災倉庫の整備、井戸の確認を行う。
- 2 災害の未然防止のため、居住地と裏山の地質調査を実施する。
- 3 退水時における水の確保のため井戸を掘る。(土田)
- 4 定期的に防災訓練、防災講演会を実施する。

● 安全な道路環境の整備への取組み

- 5 和地信号交差点の改良(5差路→4差路化)を早期に実施する。
- 6 県道和地塩江港線(和地区)の歩道等(自転車道)を整備する。
- 7 国道42号(一色～小塩津)の歩道を整備する。
- 8 市道のミラー等を点検し、配置する。
- 9 老朽化が著しく未だ完成されていない海岸自転車道を補修、整備する。
- 10 和地交差点北西の排水路を改善する。(道路冠水による事故防止)
- 11 旧和地小学校前の冠水部分について、早期に補修する。
- 12 旧和地小学校前の国道42号線の沈下部分の割れた舗装を早期に補修する。
- 13 奥川地に行く市道の舗装を改修する。
- 14 小塩津境界の市道を拡幅する。
- 15 土田観音堂への南北の道を拡幅する。
- 16 東畑集落排水の側溝を整備する。
- 17 国道42号線の花壇の適正管理等を充実させる。
- 18 花街道にふさわしい花壇整備を実施する。
- 19 国道42号の除草を適時実施する。
- 20 有線マイクを整備する。

● 河川等整備に対する取組み

- 21 北原地区排水路を整備する。
- 22 一色地区の水路を早期に改修する。
- 23 医福寺の東側水路下流まで水路を確保する。
- 24 太田地区の排水不良箇所を調査改善する。

● 表浜海岸の侵食防止に対する取組み

- 25 砂浜の侵食防止対策を早期に実施する。
- 26 砂浜の回復保全対策を実施する。(海中ブロック)
- 27 和地集落排水処理場の高波対策を実施する。(消波ブロック)
- 28 潮風対策として、保安林等を整備する。

第5章

推進体制

第1項 推進体制

① 進行管理

- この計画を実現するため、地区コミュニティ協議会（役員会等）が中心となって、主要施策等の進捗状況を確認し、各施策の主体となる住民、自治会、地区コミュニティ協議会、各種地域団体、行政等の事業実施を促します。

② 計画の周知

- 計画書（報告書・概要版）などを作成し、地区内の住民・各種団体等に計画内容を周知します。
- 地区コミュニティ協議会の役員は、ほとんどが年度交替するため、毎年度総会において計画概要を紹介することで、地域課題・目標・施策等の共通認識を形成します。

③ 実施の推進

- 地区コミュニティ協議会として取り組むべき事業は、この計画に基づき、毎年度の総会において事業計画・予算に盛り込み、実施します。
- 行政に実施を求める施策は、行政懇談会における協議・調整や要望書提出などを行います。
- このような活動を展開するために、地区内の地域団体・人材を育成し、地域活動の担い手を拡大することが必要です。

④ 実現の調整

- 地区コミュニティ協議会は、個々の住民・各種団体・自治会等では実現できない課題対応を関係団体が連携して進める組織なので、個々の施策実施状況を把握し、地域課題が解決されるように総括的な調整を行います。

資料編

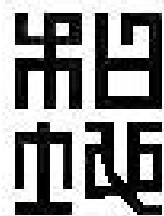
計画改訂組織・経過

■計画改訂組織（名簿）

No.	役職	氏名	所属等
1	会長	河合伸樹	和地区コミュニティ協議会長
2	副会長	山本俊幸	和地自治会長
3	会計	河合耕史	土田自治会長
4	書記	間瀬和幸	和地自治会代理者
5	理事	鈴木政也	土田自治会代理者
6	事務局	田中加代子	和地区主事
7	アドバイザー	平井堅一郎	田原市役所職員
8	〃	渡邊文子	田原市役所職員

■計画改訂の経過

期日等	経過	議題等
R4. 4. 6（水）	事前打合せ	・地域課題等について
R4. 5. 9（月）	打合せ	・計画改訂の進め方について
R4. 6. 13（月）	打合せ	・改訂内容協議
R4. 7. 8（金）	打合せ	・改訂内容協議
R4. 8. 22（月）	打合せ	・改訂内容協議
R4. 11. 29（火）	打合せ	・改訂内容（修正・変更事項）確認 ・今後のスケジュールについて
R5. 3. 22（水）	打合せ	・内容（修正・変更事項）確認 ・今後のスケジュールについて



和地区
まちづくり推進計画

平成29年3月策定
(令和5年3月改訂)